

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 19 日現在

機関番号：12501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730073

研究課題名(和文) フランス法における保証人の保護に関する規律の構造

研究課題名(英文) Research on the legal structure for protecting the personal guarantors in France

研究代表者

大澤 慎太郎 (OSAWA, Shintaro)

千葉大学・法政経学部・准教授

研究者番号：90515248

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：保証人の経済的破綻は深刻な社会問題であるところ、フランス法では、一般法および特別法によって保証人が手厚く保護されている。そこで、このようなフランス法における保証人の保護に関する規律の構造を分析することを通じて、最適な保証人の保護法理を模索することが本研究の目的である。その結果として、本研究は、保証人の保護に関する規律を、「警告義務」に統合することが、最適解の1つとなる旨を提示した。

研究成果の概要(英文)：The economic collapse of personal guarantors is one of the serious social problems in Japan. In France, there are many general and specific laws which protect the personal guarantors sufficiently. So the purpose of this research is to analyze such a French legal structure in order to find the best way of protecting them. This research came to the conclusion that "the creditor's obligation to alert (devoir de mise en garde)" could be the best one.

研究分野：民事法学

キーワード：保証 担保 民法 フランス法 金融機関 貸手責任 警告義務 倒産処理

1. 研究開始当初の背景

(1) 金融機関の融資取引を原因として生じる保証人の経済的破綻は、深刻な社会問題である。その破綻の原因は、直接的には、保証人が自己の資力を超えるような保証債務を負ってしまうことにあるけれども、さらに、そのような保証債務を負ってしまう原因を観れば、そこには、法的に、また、現実的に複雑な事情が存在していることが分かる。まず、法的な側面から観れば、保証契約は、原理的には、他人の債務(主たる債務)を自己の債務(保証債務)として、保証人に負わせるものでありながら、保証契約自体は、債権者と保証人との間でなされるということである。これは、保証人が、主たる債務者の資力や、主たる債務に係る弁済の状況等を、正確に把握することが困難であることを意味しており、この結果、思わぬ債務が突然に降りかかるリスクが保証という制度自体に内在していることを示している。また、現実的な側面から観れば、保証は、その経済的破綻を生じさせるリスクが分かっているにもかかわらず、利用せざるを得ない状況があるということである。かような状況は、例えば、経営者が、自己の経営する会社が融資を受けられるようにするために、その弁済に係る債務を保証したり(いわゆる「経営者保証」)、子が締結した賃貸借契約より生じる債務を親が保証したり(いわゆる「賃貸借保証」)する場合は想起すれば、容易に理解できる。

(2) かかる問題に対しては、「保証人の保護」という視点から、法的対応を巡る様々な議論が展開されてきてはいるものの、明確な結論が出せないままに、今日に至っている。その理由を、先に挙げた、保証人の経済的破綻を生じさせる原因と対応させれば、要するに、保証の形態は多様であるがゆえに、単純に規制を掛ければ済む問題ではないということになる。具体的には、賃貸借保証や、経営者保証において、保証人を手厚く保護するということは、賃貸人や融資者の債権回収に係るリスクを増加させることを意味するのであり、この結果、住宅供給や融資に悪影響が生じるなどということ、規制の難しさの例として示すことができる。

(3) もっとも、保証人の保護に対する対策がこれまでに一切取られてこなかったというわけではない。すなわち、平成16年になされた民法改正においては、保証人を経済的破綻へと追い込む危険性が極めて高いものである「包括根保証」等について一定の制限をかけるべく、「貸金等根保証契約」という名称のもとで、新たな保証人の保護に係る規律が民法に導入されたのである。しかし、これは、すべての保証契約を規律対象とするものではないことに加え、保証債務の上限に制限を掛けるというものでなかったため、結局、根本的な問題の解決には至らなかった。

(4) このような中で、フランス法における保証人をめぐる状況は、とりわけ注目し値す

るものであった。すなわち、フランス法では、1978年1月10日の法律第22号をはじめとした、多数の特別法によって、保証人を典型的に保護しつつ、その一方で、一般法上に展開する民事責任法理(損害賠償法理)によって、多重的に保証人を保護するという現象が観られていたのである。そこで、かようなフランス法の状況を分析するということが、わが国における、保証人の保護に係る最適な規律を模索するに当たり、有益な示唆を得る結果をもたらすものと、期待し得たのである。特に、研究開始当時、民法(債権関係)の改正に係る法制審議会での議論において、保証人の保護を巡る方策として、上記のフランス法の規律が大いに参照されていた(「民法(債権関係)の改正に関する検討事項(3)詳細版(民法〔債権関係〕部会資料8-2)」69頁以下など)ことが、その期待を高めることにもなっていた。

2. 研究の目的

以上の問題設定から、本研究では、フランス法における保証人の保護に関する規律の構造を考察することを、その目的として設定した。これは大きく分けると、筆者の従前の研究(大澤慎太郎「フランスにおける保証人の保護に関する法律の生成と展開(1)(2・完)」比較法学42巻2号47頁、同3号25頁〔2009年〕、同「フランスにおける金融機関の融資取引に関する義務と責任(1)(2・完)」早法85巻4号29頁、86巻1号63頁〔2010年〕)を整理・発展させる部分と、従前の研究上の欠落を補完する部分に分かれることになった。具体的には、前者は、フランス法における保証人の保護に関する特別法上の規律と、一般法上の規律とが、法理論的にはどのような関係として捉えるべきなのかを考察するものである。また、後者は、フランス法上の、倒産処理法制における保証人の処遇、法人保証(機関保証)の規律、および、金融機関の融資行動の実態(融資取引における保証の利用実態)について、調査・検討をするというものである。

3. 研究の方法

本研究は大別すると次のような手法によりなされた。

(1) 文献の調査

国内外で入手および参照可能なフランスの保証関係の資料(図書、雑誌論文、官報等)を網羅的に調査し、整理・検討を行った。ここにおいては、研究期間中に公表される資料を可能な限り入手(参照)することにより、研究内容を最新の状態に保つと同時に、複数の資料を比較検討することで情報の客観性を確保するように努めた。本研究における中核的な作業となった。

(2) 現地調査等

フランスでの研究報告や調査(5.〔学会発表〕1など)、および、来日したフランス人研

研究者らとの交流(2013年度大陸法財団寄付講座「担保法の将来」における、ヴァンサン・ウゼ教授〔パリ第1大学〕の講演「担保と保険」の通訳〔2013年11月16日および18日／於：慶應義塾大学〕や、ルーアン大学のジスベール教授とアンソー教授に対するインタビュー〔2016年3月1日／於：早稲田大学〕など)を通じて、上記「(1)文献の調査」では把握しきれない情報を入手し、また、理解できない問題の解決を図った。かような活動によって、フランスの研究者らによる、本研究内容の客観的評価を受ける機会を得られ、これは、研究の質の確保に大いに資することとなった。

(3) 研究報告

研究の進捗状況の確認と、その質の確保を目的として、国内の研究会において、適宜、本研究に係る報告を行った(「関西フランス法研究会」〔2014年8月17日／於：同志社大学びわこリトリートセンター〕、「担保法研究会」〔2015年3月20日／於：早稲田大学〕、「北陸フランス法研究会」〔2016年1月25日／於：富山市民プラザ〕など)。

4. 研究成果

(1) まず、特別法上の規律と一般法上の規律の関係を把握するという点については、次のような知見を得た。

フランス法上に展開する保証人の保護に関する規律は、特別法上のものと一般法上のものに分かれる。一般法上の規律とは、概していうと、金融機関(債権者)の融資行為に係るフォート(保証人)を理由として、保証人が債権者に対して損害賠償請求を行うことを容認するというものである(この損害賠償債権と保証債務とが相殺されることで保証人は免責されることとなる)。このような一般法上の規律(民事責任法理)は、一方において、特別法の適用から外れる領域を補い、保証人を保護する効果を持つ。しかし、他方において、一般法を根拠とするゆえの不透明さから、債権者の損害賠償のリスクを高め、法的不安定さをもたらす要因ともなる。このため、特別法に係る規律は、「これを守れば免責される」という、債権者の義務の明確化、ひいては、金融取引における法的安定性に資する側面があると評価できる。換言すれば、フランス法における特別法上の規律は、このような、一般法上の規律の存在を前提として、評価すべきものということである。このことは、とりわけ、賃貸借保証における特別法上の各種の規律が、債権者(貸借人)の保護にも寄与するように配慮されていることが、1つの証拠となる(5.〔その他〕博士論文参照)。

(2) 次に、保証人の保護に係る最適な規律を模索するという点については、次のような知見を得ており、これが、本研究の主たる成果となっている。

保証人の保護に係る規律は、時間的経過の視点から観ると、①保証契約の締結段階、②

保証の継続期間中の段階、および、③保証債務の履行段階という、3つの段階の規律に大別できる。それぞれの規律を概括すれば、次のようになる。①については、保証人に対して、保証契約の内容(リスク)を理解させるために、情報提供義務を債権者に課したり、書面要件を厳格にすることである。②については、主たる債務の増加、ひいては、保証債務の増加を防ぐために、保証人に対して、主たる債務の弁済状況や支払事故等の情報提供を行う義務を債権者に課したり、保証人に対して解約権を与えたりすることとなる。最後に、③については、意図的な利息の増加を防止するために、主たる債務者による弁済は元本に優先的に充当されると看做すことや、保証人の生活に必要な最低限の財産については、執行することを禁じるなどというものになる。倒産処理手続における保証人の救済といった規律も、この③の段階のものとなる。これらのうち、①および②の段階における規律とは、主として情報提供義務を基礎とするものとなり、③の段階における規律の中核をなすのは、執行手続や倒産処理手続における保証人の処遇に係るものとなる。

また、これらの3段階における規律に加えて、保証人の資力に見合わないような保証債務から保証人を解放するものである、いわゆる「比例原則(principe de proportionnalité)」に係る規律が、民法改正との関係で注目されたことは記憶に新しい。比例原則は、過剰な保証債務の履行請求を封じるという点では、③の段階の規律の色彩を持つものではあるけれども、現実的には、債権者に対して、保証人の資力調査を余儀なくさせるという規律にほかならないのであり、この点では、①の段階の規律という方が実態に適している。

ところで、保証人の保護に係る規律とは、要するに、保証債務の発生や(不当な)増加を防止することにあり、これを踏まえると、上記3つの段階の内、①および②の段階の規律を充実させることが、最適な保証人の保護に繋がると考えることができる。もっとも、その一方で、保証人が経済的破綻に陥る直接的な引き金となるのが、保証債務の履行にあるとするならば、むしろ、③の段階での規律を充実させれば、それで足りるという考え方もできる。しかし、このような考え方(③の段階の規律を充実させるという考え方)には疑問を抱かざるを得ない。

まず、保証人の財産に対する執行制限を掛けるとしても、これは、保証債務の減免をもたらすものではない以上、保証債務の履行期が先延ばしされるに過ぎず、保証人の救済には不十分である。また、保証人自身を倒産処理手続に付すことで救済しようとするのであれば、そもそも、倒産処理手続に付されている時点で、救済とは言えない。あるいは、主たる債務者の倒産処理手続において、一方で、主たる債務の減免等を保証債務

にまで拡張しようとするれば、主たる債務者の倒産場面でこそ発揮されるべき保証の機能が失われるという、自己矛盾が生じる恐れがあり、他方で、拡張しないというのであれば、附従性という保証のエッセンスとの法理論的な調整を迫られることとなる。結局、保証債務の履行段階における、保証人の救済というのは、種々の不都合が伴うのである(5. [雑誌論文] 1 参照)。

このような中で、一般法上に展開する「警告義務 (devoir de mise en garde)」に係る判例や学説の展開が注目すべき状況にある。警告義務とは、次のような規律である。まず、借主または保証人を、職業、年齢といった取引に係る能力に応じて「**玄人 (averti)**」と「**素人 (non averti/profane)**」に分類する。玄人と評価された場合には、原則として、債権者の民事責任を追及する(損害賠償請求をする)ことはできず、ただ、借主または保証人の弁済能力等の情報について本人も知らなかったであろう情報を債権者が保有していたことを、借主または保証人が証明した場合に、例外的に民事責任を追及することが認められる。かかる証明はほぼ不可能に近く、要するに、この枠組みは玄人による債権者の民事責任の追及を封殺するための準則として機能することとなる。一方、素人と評価された場合には、債権者の警告義務の履行が問題となる。ここでいう警告義務とは、概して言うところ、借主または保証人の支払能力を調査し、その支払能力に応じて、取引のリスクを通知する義務と解されている(なお、支払能力が十分にあるのであれば、警告義務すらないという見解もある)。債権者が警告義務に違反した場合には、借主または保証人は、支払能力を超える融資により経済的破綻に陥ったことや、本来弁済することにはならなかったはずの額の保証債務を弁済せざるを得なくなったことなどを理由(損害)として、上記(1)で示したように、債権者に対して損害賠償請求を行うことができる。

この警告義務の機能を、先に観た3段階の規律と対比させると、取引上のリスクを警告するという点では①の段階の規律と評価することができ、また、(支払能力の調査を前提として)そのリスクを理解させた上で契約の締結に至らせるという点では、②の段階の規律を不要とするものと解することもできる。加えて、契約締結時に、保証人の支払能力等を調査し、その結果を踏まえてリスクの警告などを行うことを求めるという機能は、要するに、保証人の資力と保証債務との均衡を求め、その前提として、債権者に保証人の支払能力の調査を余儀なくさせるものである、先の「比例原則」の機能そのものと評価することができ、警告義務には比例原則の機能が取り込まれているという指摘が散見されることである。それゆえ、警告義務は、比例原則という、強力な保証人の保護のための規律の機能を含みつつ、①(および②)の

段階の規律の目的を達成することを可能とするものと解することができる。加えて、警告義務は、その前提として、「素人」を保護するというものであること、また、支払能力を調査し、これに基づいてリスク等を警告すれば、債権者を免責させるものであることを踏まえると、保証人(借主)を保護しつつ、かつ、債権者の利益にも配慮する、いわば、当事者の利益の均衡化をもたらすものと評価することができる(さらに言えば、借主と保証人を同時に保護対象とすることができるという点も強調すべき特性である)。

以上から、①(+②)の段階において保証人の保護を図ることが最適な結果をもたらすものと結論し、その具体的な規律を、(損害賠償というサンクションについては別として)「警告義務」に求めるというのが、本研究の主たる成果の概略である。この成果については、博士論文の形でまとめており(5. [その他] 博士論文参照)、さらなる検討等も踏まえて、書籍等により公表する予定である。なお、現時点において、法人保証に係る研究、および、金融機関の融資行動の実態に係る調査のそれぞれについて、個別の業績を公表するには至ってはいないけれども、その内容は上記の成果に十分に反映されている。

(3) 研究中の副次的成果としては、次のような知見を得られた。

先に示した「比例原則」に係る研究を通じて、この規律が、保証のみならず、担保法制、ひいては、民法全体を覆うように拡張しつつあるといった現象(または、もともと、民法全体を覆うように存在していた比例原則の規律に係る個別的発現が、保証法制にあったというべきなのかもしれない)を確認することができた。この点については、一部成果を公表する(5. [図書] 1 参照)とともに、新たな研究課題として再設定し、引き続き取り組むこととなっている(課題番号: 15K16952)。

(4) 最後に研究期間の延長との関係について、指摘する。

本研究課題については、主として、現在進められている民法(債権関係)の改正と、本研究成果との比較検討(成果の接続)を行うため、終了年度(当初予定: 2015年3月31日)の延長申請を行い、これが認められている(延長後: 2016年3月31日)。しかし、本成果報告書の提出時点(2016年5月20日)において、かかる改正が成立していないことも踏まえ、その成果の公表については、改正の状況等を注視しつつ、検討することとした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

1. 大澤慎太郎、「フランス法における保証債務の履行と保証人の保護」、早稲田法学 91 卷

3号、221-270頁、2016年（校了）、査読無

2. 大澤慎太郎、「相続により主たる債務者の地位を承継した保証人による債務の弁済と主たる債務にかかる消滅時効の中断の有無（最高裁平成23年（受）第2543号、求償金請求事件、平成25年9月13日第二小法廷判決・民集67巻6号1356頁）」、千葉大学法学論集29巻4号、61-91頁、2015年、査読無、[http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AN10005358/29_4_58\(61\)-28\(91\).pdf](http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AN10005358/29_4_58(61)-28(91).pdf)

3. 大澤慎太郎、「根保証の元本確定前における保証債務の履行請求の可否と随伴性の有無（最高裁平成23年（受）1833号、貸金請求事件、平成24年12月14日第二小法廷判決・民集66巻12号3559頁）」、千葉大学法学論集28巻4号、135-162頁、2014年、査読無、[http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AN10005460/09127208_28-4_\(135\).pdf](http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AN10005460/09127208_28-4_(135).pdf)

4. 大澤慎太郎、「貸手責任（小特集／日仏民法セミナー 民法の基本的概念を巡る対話の試み）」、法律時報85巻7号、55-57頁、2013年、査読無

5. 大澤慎太郎、「保証人保護の問題—連帯債務・保証その3（特集 債権法改正と担保法制）」、法律時報84巻8号、18-24頁、2012年、査読無

〔学会発表〕（計1件）

1. Shintaro Osawa, La responsabilité du banquier dispensateur de crédit, *Seminaire franco-japonais - Les notions fondamentales de droit civil : Regards croises franco-japonais*, le 5 septembre 2012, Université Pris II, Paris(France)

〔図書〕（計3件）

1. 青木則幸・池田眞朗・石田剛・大澤慎太郎・金文静・倉部真由美・小山泰史・白石大・水津太郎・杉本和士・杉本純子・杉山悦子・田頭章一・高田賢治・中島弘雅・原恵美・藤井徳展・藤澤治奈・三上威彦・村田典子・森田修、『動産債権担保—比較法のマトリクス』、商事法務、215-236頁、2015年、査読無

2. Denis Mazeaud・Mustapha Mekki・Naoki Kanayama・Katsumi Yoshida・Nathalie Blanc・Olivier Bustin・Philippe Chauviré・Audrey Colin・Megumi Hara・Shunichiro Koyanagi・Yves-Marie Laithier・Mathias Latina・Laurent Neyret・Nao Ogino・Aya Ohsawa・Ipeei Ohsawa・Shintaro Osawa・Yves Picod・Yuki Saito・Kazuma Yamashiro, *Les notions fondamentales de droit civil, regards croisés franco-japonais*, LGDJ, p. 113-124, 2014, 査読無

3. 中井美雄・中山布紗・福田健太郎・西内祐介・渡邊博己・吉岡伸一・町田余理子・橋口賢一・岡林伸幸・田井義信・大澤慎太郎・大川謙蔵・石上敬子・村田大樹・瀧久範・廣峰正子・米谷嘉代・鈴木伸智・松久和彦・小川富之・中川淳・遠藤隆幸・常岡史子・伊藤昌司・稲垣明博、『民法学の現在と近未来』、法律文化社、154-168頁、2012年、査読無

〔産業財産権〕
特になし

〔その他〕
学位規則に基づく博士論文（「フランス保証制度の研究—保証人の保護に関する規律の構造を中心として—」）の公開に係るインターネット上のアドレス
<https://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/45554/3/Honbun-6965.pdf>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大澤 慎太郎 (OSAWA, Shintaro)
千葉大学・法政経学部・准教授
研究者番号：90515248